

# 健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件			
				中小規模法人部門			
				小規模法人特例			
<b>1. 経営理念・方針</b>		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診		必須			
<b>2. 組織体制</b>		健康づくり担当者の設置 (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供		必須			
3. 制度・ 施策実行	(1) 従業員の 健康課題の把握と 必要な対策の 検討	健康課題に基づいた 具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	必須	健康経営の 具体的な 推進計画～ 左記③のうち 2項目以上		
			①定期健診受診率(実質100%)				
		健康課題の把握	②受診勧奨の取り組み				
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施				
	(2) 健康経営の 実践に向けた 土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記①～ ③のうち 2項目以上	左記④～ ⑦のうち 1項目 以上		
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み				
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み				
		仕事と治療の両立支援	⑦私病等に関する復職・両立支援の取り組み(⑬以外)				
	(3) 従業員の心 と身体の健康づくり に関する具体的 対策	具体的な健康保持・増進施策	⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記①～ ⑮のうち 13項目 以上	左記⑧～ ⑯のうち 4項目 以上		
			⑨食生活の改善に向けた取り組み				
			⑩運動機会の増進に向けた取り組み				
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み				
			⑫長時間労働者への対応に関する取り組み				
			⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み				
		感染症予防対策	⑭感染症予防に関する取り組み		左記⑧～ ⑯のうち 3項目 以上		
			⑮喫煙率低下に向けた取り組み				
		喫煙対策	⑯受動喫煙対策に関する取り組み	必須			
<b>4. 評価・改善</b>			健康経営の取り組みに対する評価・改善		必須		
<b>5. 法令遵守・リスクマネジメント（自主申告）</b>		定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等		必須			
※誓約事項参照							